

平成２７年第１０回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成２７年９月２８日（月） 午前１０時００分から午前１１時３７分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 ２階 大会議室	
出席委員	委員長 山田 喜一郎 委員長職務代理者 小川 浩美 委 員 藤田 正実 委 員 今井 智一 教育長 山本 佳洋	
事務局出席者	教育部長 安田 正治 次長（管理担当） 保井 達也 次長（指導担当） 福山 勝久 次長（人権教育担当） 藤村 與史雄 教育総務課長 橋本 宗樹 学校教育課長 中村 康春 こども未来課長 島田 俊明 社会教育課長 澤田 邦広 文化スポーツ振興課長 黒田 芳司 歴史文化財課参事 長峰 透 甲南図書交流館長（図書館統括担当） 保井 晴美 甲南公民館長（公民館統括担当） 山寄 吉未 教育総務課総務企画係長 林 英明	
書記	教育研究所課長補佐	早川 和彦

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成27年第9回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 9月 教育長 教育行政報告
- (2) 平成27年第3回甲賀市議会定例会（9月）提出議案の結果について
- (3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について
- (4) 「まなびの体験広場2015ひとみの輝く甲賀っこまつり」の開催について
- (5) 雑誌スポンサー制度について
- (6) あいの土山マラソン大会について

3. 協議事項

- (1) 議案第61号 甲賀市保育園設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 議案第62号 甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 議案第63号 甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (4) 議案第64号 甲賀市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の制定について
- (5) 議案第65号 甲賀市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について
- (6) 議案第66号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成27年第11回（10月定例）教育委員会について
- (2) 平成27年第8回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午前１０時００分〕

管理担当次長 みなさんおはようございます。

それでは、平成２７年第１０回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、黙祷及び市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立願います。

平成１９年７月３１日甲賀市教育委員会主催の行事において、尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんに慎んで哀悼の意を表すとともに、お２人にさらなる安心安全への取り組みを進めることをお誓いし、黙祷をささげます。黙祷。

（一同 黙祷）

管理担当次長 ありがとうございました。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

（一同 市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をよろしくお願いいたします。

委員長 皆さんこんにちは。開会にあたりまして一言ご挨拶申しあげます。

９月も残すところあと２日となりました。彼岸も過ぎ、空行く白い雲にも、街路樹のたたずまいにも、ほのかな秋の訪れを感じる頃となりました。皆様方に於かれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また本日は大変お忙しい中、第１０回教育委員会定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、２学期は、スポーツ、芸術、食欲、読書の秋と言われる様に、学校に於いてもさまざまな文化行事が開催され、１年間の中で最も充実した学期であると言えます。特に体育祭では、子どもたちや生徒の

心身の成長を見させていただき、子どもたちや生徒を通じて保護者や地域の絆を改めて確認させていただき、子どもたちや生徒の頑張りに拍手を送ったところです。

私も孫の確かな成長ぶりを身近に見ることが出来、感激いたしました。体育祭にご協力、ご支援をいただきました保護者やPTA役員の皆様方、並びにご指導いただきました先生方にお礼申し上げます。

さて、8月25日に発表された、小6と中3を対象とした全国学力テストの結果ではありますが、滋賀県の平均正答率は思考力や判断力等を問う問題で前回より改善が見られたものの、前回に引き続き、実施したすべての科目で全国平均を下回り、依然として「学力の底上げ」が課題として残ったとの事であります。今後、教員の研修や児童生徒の弱点を補強するため、独自教材の作成や改善に取り組む必要があると思います。

そして、学力テストの結果からですが、新聞などメディアが毎年大きく学力テストについて報道するために、学力テスト対策を講じる所とそうでない所とがはっきりしているということ、さらに、日本の教育行政は文科省が管轄するものの、日常活動は各自治体の教育委員会に任されており、メディアが学力テストの結果を大きく報じ、地域の成績を比べる事は目先の結果にとらわれた学力テスト対策の普及をあくおるだけに終わりかねないとも言われています。また、小学校と中学校で成績に大変開きのある県が目につきましたが、甲賀市に於いてはどうであったでしょうか。

学習状況調査では一日当りの読書の時間は全国平均より低かったが、地域の行事に参加する児童、生徒の比率は全国より高い傾向でありま

した。甲賀市に於いてはどうでしょうか。

また、同時に行われていた児童、生徒アンケートでは「いじめはいけないことだと思うか」など問う項目について、小中とも「当てはまる」と回答した割合が小学生 81.8%、中学生 72.8%と過去最高になりました。「いじめはダメ」という意識が浸透している様子が見えてきます。

一方で生活習慣では「1日当り、2時間以上テレビやDVDを見る」と回答した割合は小中とも減少したが、逆に「ゲームを2時間以上する」と回答した割合は小中とも3割台に増加しました。特に中学生のゲーム依存の傾向が鮮明となりました。甲賀市の実態はどうでしょうか。

また、8月に発生した、大阪府で中学1年生の男女2人の遺体が遺棄された事件についてですが、ある基地の米兵が使っている言葉が紹介されていました。この言葉は「シンデレラ・リバティー」という言葉です。この「シンデレラ」という言葉は童話で夜中までには帰ってこないといけない娘の事です。基地の兵隊たちは時間までには帰らないといけないから自分たちは不自由であるとの事です。つまり「門限までの自由」という意味であります。大阪の事件の詳細を読むと女生徒は午後9時頃に家を出て、午前1時過ぎに町の防犯カメラに写り、友だちにLINEで「野宿しようと思う」などと伝えていました。

もちろん犯人が99.9%悪いと思います。しかし子どもが夜中に町を放浪するのを許す家族の風潮も問題だと思います。大人の米兵にさえ「シンデレラ・リバティー」はあります。人間は自分で稼いで自活する前は養ってくれる人の言う事に従う義務があり、親は常識の範

囲で子どもに規律を要求して当然であると思います。

教育の第一責任者は当人ですが、その次が親なのです。改めて子どもの門限について考えたところであります。

委員長 それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに 1. 会議録の承認（1）平成 27 年第 9 回教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料 1 でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問等ございませんので、ただ今の（1）平成 27 年第 9 回教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案のとおり、承認することとします。

委員長 続きまして、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）9 月教育長教育行政報告について、資料 2 に基づき、教育長より報告をお願いします。

教育長 それでは、（1）9 月教育長教育行政報告について、資料 2 に基づき、前回定例教育委員会以降、本日までの動静を報告いたします。

まず、幼保・小中学校再編計画にかかる学区別説明会の開催につきましては、資料のとおり、信楽、甲南、そして、甲賀地域の一部を終わらせていただきました。各会場でいただきました意見等については、後ほど、また引き続き開催予定の地域につきましては今後の定例会で報告いたします。

次に、8 月 26 日の「水口細工寄贈」についてですが、ご存知のとおり、この水口細工は約 450 年前に水口で始まった葛（くず）などのつるを加工してつくる伝統工芸品であります。昭和 40 年代には作り手が減少しその技術が途絶えておりましたが、現会長である橋本黄市さんら有志が平成 12 年（2000 年）に研究会を立上げ、今日ま

でその復興にあたって来られました。「細かく美しい当時の作品にはまだまだ及ばないが、ここまで作れるようになりました。」と書類箆3点をご寄贈いただいたところであります。皆様のご努力に感謝申し上げるとともに、機会を捉え、子どもたちにもその巧みさを是非味わわせていただきたいと申し述べたところです。

同じく、9月18日には、水口ライオンズクラブから、書画カメラ、俗に実物投影機と呼んでいますが、12台をご寄贈をいただきました。当クラブからは毎年子ども達のためにと図書の寄贈をいただいておりますが、今年は特にクラブ創立50周年という節目の年に当たることから、例年の寄贈に加えて、カメラの寄贈をいただいたものです。

次に、8月22日に開催の全国小学生陸上競技交流大会に出場した、伴谷小学校6年 坂 玲哉（れいや）君が、ソフトボール投げの部で78M44という見事な成績で全国第二位という輝かしい結果を残し、9月7日、その報告のため訪問してくれました。彼はスポ少野球チームでピッチャーを務め、キャプテンでもあるということで、これからも野球を続けていきたいと語ってくれました。夢が持ちにくい現代、改めて子どもたちにとって将来の夢が何よりの宝であり、苦しさに耐え頑張ろうとする力を引き出すのだと確信したひと時でありました。

次に、同日に開催しました学校経営等協議会では、先に発表された全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、重ねて教職員の意識改革と授業改善の重要性を求め、次年度を見据え残り半年、まさにすべての学校力を結集して背水の陣で臨むよう訓示いたしました。

これまで、児童生徒の自尊感情、即ち、「自分も捨てたものではない」、「やればできる」の意識の低さが学校の大きな課題であり、そ

の高揚に向けて取組んで来たことを考えるとき、調査結果がその成果を示す場でありました。しかし、この結果からは児童生徒の自尊感情を高めることにはならず、そういう意味で、管理職の危機感を改めて求めたところでもあります。

最後に、9月12日、19・20日、好天に恵まれ今年も小中学校で運動会、体育大会が華やかに開催されました。委員の皆様もそれぞれに、学校の指導態勢とともに児童生徒の状況をご確認いただいたところです。私も短時間でありましたがすべての学校を訪問させていただきました。そのなかで、甲賀の子どもたちの内に育つ「成長への力」を見た思いがいたしましたし、演技のあとの生徒の涙を目にして、達成感が何より子どもを伸ばすことを改めて思わせていただきました。以上、9月の教育行政報告といたします。

委員長 ただ今の（1）9月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 私も小中学校の運動会に参加させていただきました。教育長が話されるように、子どもたちが成長している姿を見せていただいて、本当に地域の方々と一緒に喜ばせていただいたということが、ありがたかったと思います。

一方、地域の方といろいろお話をさせていただいて、やはり学校の先生方、管理職の方と、地域の方のつながりというのを改めて見せていただいた場面もありました。小学校の運動会に来ておられた保育園の先生が、子どもたちと一緒に歓談をされたり、だっこしたり、お母さんたちと話をしたりという姿を見せていただいて、本当に地域と密着しているなと感じたところもあります。

いろいろなお話を聞かせていただいた中で、コミュニケーションをしっかりとって、地域の方の思いや細かいことでも、どのように感じ

ておられるかということに、耳を傾けていく大事さというのを改めて感じさせていただきました。ご努力いただいている部分もあるかと思いますが、地域の中で顔見知りになり、子どもと地域の方々が顔見知りになっていくということが、今もっと求められていると強く感じたところです。

委員長

私も気がついたことでございますが、中学校の運動会に、水口中学校と城山中学校に行かせていただきました。どうしても水口中学校は大規模校であるため、個人種目という競技がほとんどなく、団体競技が主体的になって、なかなか保護者が朝早くから見に来ることが少ないという感じも受けました。

その一方、城山中学校等は100m、1500mや、走り高跳び等、いろいろな個人種目もたくさんございますので、家族の方が応援にみえ、人数的に保護者の参加は城山中学校の方が多かったかなと思います。それは、学校の規模によって、また学校の取り組み方によって、全体競技とかチームワークの競技、あるいはまた、個人種目を多く作って、一人ずつ切磋琢磨させるのも良いということで、学校方針によって違うと思いますが、それも一つ感じたところでございます。

また、来賓として寄せてもらった際、ペットボトルで「どうぞ。」と言ってお茶をいただくところと、生徒がお茶碗にお茶をくんできてもらって、2・3回給仕してもらうという学校もあります。

それは学校の方針や考え方により、統一してもらわなくてもよいと思うし、子どもたちが来賓の方に、お茶をくんでサービスするというのも一つの良い経験かなと思うこともありました。感じたことを報告させていただきました。

委員長

よろしいですか。特にご意見、ご質問等ないようですので、（１）9月教育長教育行政報告につきましての報告を終わらせていただきます。

委員長

続きまして、（２）平成27年第3回甲賀市議会定例会（9月）提出議案の結果について、資料3に基づき、説明をお願いいたします。

教育部長

それでは、（２）平成27年第3回甲賀市議会定例会（9月）提出

議案の結果につきまして、資料３に基づき、ご報告申しあげます。

（以下、資料３により報告）

委員長 ただ今ご説明いただきました（２）平成２７年第３回甲賀市議会定例会（９月）提出議案の結果につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員長 ただ今、部長の方からご説明がありましたとおり、大変多くの議員より一般質問を頂戴いたしました。事前に皆様に資料をお渡しさせていただき、ご一読していただいたと思いますけれども、大変多岐にわたる教育分野の質問がございまして、答弁の方は部長、教育長から適正に答弁いただいたと思います。

それとまた、緊急性のあるもの、また計画的に遂行するものいろいろございますが、特に緊急性のあるものより、検討してまいりたいと思っていますところでございます。

特にご意見、ご質問もないようでございますので、また、委員会等で改めて細部にわたる報告なり、意見聴取をしていきたいと思いますので、よろしくお願い申しあげます。

委員長 それでは、（２）平成２７年第３回甲賀市議会定例会（９月）提出議案の結果につきまして、報告を終わらせていただきます。

委員長 それでは、（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について、資料４に基づき、説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について、資料４に基づき、説明させていただきます。

（以下、資料４により報告）

委員長 ただ今ご説明いただきました、（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画の状況報告について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

管理担当次長 補足ですが、今、教育総務課長が説明をさせていただいたのですが、甲南中部学区では最初お手が挙がらなかったもので、教育長の方から色々な地域の質問が、このようにあって、このように考えていると説明していただいたのですが、その後においては、若干のご質問もいただいて、５１ページから５２ページにかけて、そのやりとりの中での問

答ということになりますので、付け加えさせていただきます。

委員長 他に、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 出席者は、どなたがどういう組織から参加されたか書いていただいておりますが、年代層を教えてください。

教育総務課長 区・自治振興会の役員の方につきましては、60歳を超える方が多いようにお見受けし、男性の方が多かったと思います。PTA・保育園の保護者の方につきましては、女性もたくさん来ていただいております。ただ、バランスとしましては、保護者の方、30から40代の方は、少ないかなという印象を持っています。

教育長 今も出ておりますように、最初の説明会ということで、このような形でまわらせていただいておりますが、なかにはもう少し若い人の声をしっかり聞くべきだというご提言をいただいておりますので、この中に出てきますけれども、この説明会を終わらせていただいて、直ぐに検討委員会が立ち上がるということではなく、大きな流れとして、そういうことを考えているというご説明を申しあげております。

いずれにいたしましても、保護者の方の声をどう拾いあげてくるかということが、課題となっていると感じております。10月20日で一旦、説明会は終わりますが、その後、何らかの形で、例えば就学前のお子さんをお持ちの方々、そういう方を中心にしながら保護者の方の意見をもう一度集約するために、説明会になるのか協議会になるのか検討し、場を持ちたいと考えております。

また、開催の時間帯が午後7時半から9時という時間帯でございまして、この時間帯は小さい子どもさんをお持ちの保護者の方が出にくい時間帯であるということもあり、保護者の方のご意見を集めるとすると、どのあたりの時間帯がふさわしいのか、ということを含めて検討させていただきたいと思っております。

委員長 他に、ご意見はございませんか。

委員長 この再編計画の説明会については、今出発したところで、概ねの行政の方向性を、保護者の皆様方にご説明をしてまわっているという状況でございます。

その結果、子どもを主に考えていただいている方、また地域を考えていただいている方等、いろんな意見をいただいておりますので、最終的にその集約なりその進行状況なりは、定例会並びに委員会等で細部にわたりご報告いただいて、随時検討していくという形で進めさせていただきたいと思います。

今回の報告はこれで終わらせていただきます。

委員長 続きまして、（４）「まなびの体験広場２０１５ひとみの輝く甲賀っこまつり」の開催について、資料５に基づき、説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは、（４）「まなびの体験広場２０１５ひとみの輝く甲賀っこまつり」の開催について、資料５に基づき、説明させていただきます。

（以下、資料５により報告）

委員長 ただ今、ご説明いただきました、（４）「まなびの体験広場２０１５ひとみの輝く甲賀っこまつり」の開催について 何かご意見、ご質問等はありませんか。

委員長 これは平成１８年から実施しているということですが、今日までにおける成果、効果については、特にありますか。また、参加される年代層や参加者はどれくらいでしょうか。

社会教育課長 小学生の児童を対象に実施させていただいています。内容的には大きくは変わっていませんが、やはりこの事業としましては、市内の高校生、そして専門学校生という若い世代がいろんな部分で社会参画していただくという部分で、大きな効果があると考えております。結果は、なかなか目に見えない部分がありますが、そのような機会を提供する意味でも、有意義な事業だと考えております。

委員長 他に、ご意見はありませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 それでは、（４）「まなびの体験広場２０１５ひとみの輝く甲賀っこまつり」の開催について報告を終わらせていただきます。

委員長 続きまして、（５）雑誌スポンサー制度について、資料６に基づき、

報告をお願いいたします。

甲南図書交流館長 それでは、（５）雑誌スポンサー制度について、資料６に基づき、説明させていただきます。

（以下、資料６により報告）

委員長 ただ今説明いただきました、（５）雑誌スポンサー制度について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特に、ご意見、ご質問ないようですので、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 続きまして、（６）あいの土山マラソン大会について、資料７に基づき、報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長 それでは、（６）あいの土山マラソン大会について、資料７に基づき、説明させていただきます。

（以下、資料７により報告）

委員長 ただ今、説明いただきました、（６）あいの土山マラソン大会について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

教育長 申し込みは、４１００人以上ですか。どこかで締め切っていますか。

文化スポーツ振興課長 今年は、４２００人ということで、定員にさせてもらっています。ランネットというシステムを使っておりますので、同時に受付をすると、４２００人を超えるということもあり、状況に応じて締め切らせていただいて、現在のところ、４１８１名となっております。

委員長 他に何かございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にないようでございますので、（６）あいの土山マラソン大会について 報告事項として終わらせていただきます。

委員長 続きまして、３．協議事項に移らせていただきます。

（１）議案第６１号 甲賀市保育園設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料８に基づき、説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、（１）議案第６１号甲賀市保育園設置等に関する条例

施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料８に基づき、提案理由を申し上げます。

（以下、資料８により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（１）議案第６１号甲賀市保育園設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問等ございませんので、（１）議案第６１号甲賀市保育園設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、（２）議案第６２号甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の制定について、資料９に基づき、説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、（２）議案第６２号甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の制定について、資料９に基づき、提案理由を申し上げます。

（以下、資料９により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（２）議案第６２号甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問等ございませんので、（２）議案第６２号甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり、可決することとします。

委員長 次に、（３）議案第６３号甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料１０に基づき、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（３）議案第６３号甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料１０に基づき、提案理由を申し上げます。

（以下、資料１０により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（３）議案第６３号 甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 現在、この制度を利用して、在籍いただいている児童がいらっしゃるということ。次年度、この制度を利用することを希望いただいているということで、制度の継続については異論はないです。

 一点お伺いしたいのですが、現在行っている再編説明会等で、特認校制度について、話題になったことはあったのでしょうか。

学校教育課長 現在のところ、この制度に特化したご質問はなかったものと把握しております。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 この制度で、経過措置があげられていますが、現在の在籍児童はどのようなになっていますか。

学校教育課長 仮に現在の在籍児童が卒業するまでの間、当該校が休校になったり、あるいは廃校になったりする場合は、その時点で保護者の方々と、新たな就学先を協議させていただくことになります。その児童が、小学校を卒業するまでは、特認校制度利用に準ずるような取り扱いが必要になると考えております。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 手続きとしては、理解をさせていただくところですが、現時点において、在籍児童ならびに保護者は、再編が行われた場合についての不安や心配があるのではないかと、予測をしています。

 学校の特徴によって、特認校「ここに行きたい。」というご希望もあり、特認校制度を利用しているように思いますが、その再編の部分で、早急に丁寧な説明が必要と考えますが、具体的な予定はありますか。

学校教育課長 今すぐ説明を予定していることはありません。ただ、この先再編の進捗状況を見ながら、今後の説明については考えていきたいと思えます。また、再編の方向が決まっていくようであれば、できるだけ早い段階において、丁寧にご説明をするとともに、その子どもたちにとつ

て、より良い方向をとなるよう、事前に協議をしまいたいと考えております。

委員長

他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

教育長

関連して申し上げます。今現在3名、うち1人のお子さんは現在3年生です。あと2人が、1・2年生です。そうすると、この再編計画は最短でどれくらいかかるかという質問が出ているんですが、「再編に向けて進みましょう」と地域の合意ができてから最低でも3年くらい開校までにかかります。そして協議が仮に1年、27年度～28年度にかけてできあがったとしても、開校までに最低でも3・4年はかかります。

そうすると、今3年生のお子さんについては、もう卒業されてしまうことになります。今の1・2年生の2人のお子さんについては、その辺の不安や心配を解消しておく必要があると思います。

いつ頃になったら、そういう計画が進んでいくのかということは、今は目処がたっておりませんので、その辺の動きを見ながら、当然十分な説明をさせていただいて、保護者の方のお考えもお伺いして、できるだけスムーズにご理解がいただけるように、取り組んでいきたいと思っていますところでございます。

委員長

他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

今在籍しておられる方だけではなく、今後も「小規模校で」というニーズをもっていらっしゃる子どもさんが出てくる、ご希望はこれからもあるかと思いますが、そのことも含めて、これからの再編も視野に入れていただきながら、考えていくことが必要なのではないかと考えます。

教育長

今、在籍している子どものほかに、これからこの制度を利用される方も出てくるかと思えます。今年度以降に入学を希望される方について、再編に伴う事態も想定されますことから、その辺の説明も十分にさせていただきながら、ご希望を決めていただく、学校を選んでいただくということを、しっかりとやらせていただく必要があると考えています。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 今、教育長が言われたように、次年度に特認校に就学を希望される児童については、事前に説明をされて、ご理解をいただいたうえでの就学ということですね。

それで、在籍途中で休校・廃校となった場合は、もとの学校に戻るのか、新しい就学先を見つけることになりますが、その新しい就学先については、どのような取り扱いになるのでしょうか。

学校教育課長 先ほど教育長が説明をさせていただいたとおり、今現在、在籍している児童につきましては、再編計画の説明の前に、就学をしていただいているので、考慮させていただきながら進めたいと考えております。

ただ、次年度からの入学児童につきましては、ある一定説明をさせていただきますので、今、委員の皆様方にお配りした資料に書かかれていますとおりでございます。

配慮としては、もし学校を変わられるのであれば、指定校変更という制度で、就学をいただくというご説明をさせていただくつもりです。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 特認校並びに指定校変更に係る通学補助はどのようなになっているか、ご説明いただけますか。

学校教育課長 特認校制度に係る通学補助については交付要綱を見ていただくと、児童の送迎は、保護者の責任でお願いすることになっています。その送迎が、自家用車で実施しておられる方には、月額で補助をさせていただいているところです。公共交通機関をご利用いただいている方には、片道4キロ以上の児童に対しまして、定期乗車券の全額を補助しています。

次に、自分の居住地の学校に通っている子どもさんについては、同じように4キロ以上の児童につきましては、公共交通機関の全額全ての定期分を補助させていただいているところですが、この指定校変更によって、さらに学校を変えられる子どもさんは100人前後おられますが、この児童につきましては、特別な理由があつて違う学校に変更されたという扱いになりますので、補助についてはさせていただ

ておりません。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 現在、本制度を利用している児童が３名いらっしゃるということですが、全て保護者の方の送迎、それとも交通機関を利用されているのですか。

学校教育課長 多羅尾小学校に通っておられる二人につきましては、お家の方の送迎をお願いしています。もう１名につきましては、甲南第三小学校で、歩いていける距離であるため、補助はしておりません。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 他に、特にご意見、ご質問等ございませんので、(３)議案第６３号甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(４)議案第６４号甲賀市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の制定について、資料１１に基づき、説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、(４)議案第６４号甲賀市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の制定について、資料１１に基づき、提案理由を申し上げます。

(以下、資料１１により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(４)議案第６４号甲賀市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 幼稚園では、このような一時預かり事業はこれまで実施していなかったのですか。

こども未来課長 園にもよりますが、これまでから幼稚園では、教育時間終了後、幼稚園が終わってから、例えば夕方まで、保護者の事情によって、引き続き預かるような取り組みはされております。

その場合、私立学校助成金という形で、県からの補助を受けて実施をされおりました。この４月にスタートしました、子ども子育て支援

新制度の中で、この仕組みが、子ども子育て交付金という新たな仕組みの中で、幼稚園の一時預かり事業も、その交付金の中に位置づけられましたので、今回、要綱を制定させていただいて、運用させていただくものです。

委員長 よろしいですか。他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 この要綱によって補助対象の幼稚園となるのは、どこですか。

こども未来課長 市内には、私立幼稚園は、水口幼稚園、貴生川認定こども園、甲南幼稚園の3園ございますが、この事業を実施するには、県への届出が必要になります。

水口幼稚園と貴生川認定こども園が届出をされていますので、この2園が幼稚園型一時預かり事業の対象となります。甲南幼稚園については、引き続き私立学校の助成金で対応をされるとお聞きしています。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 他に、特にご意見、ご質問等ございませんので、(4)議案第64号甲賀市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の制定について、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(5)議案第65号甲賀市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について、資料12に基づき、説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、(5)議案第65号甲賀市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について、資料12に基づき、提案理由を申し上げます。

(以下、資料12により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(5)議案第65号甲賀市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 日用品や文房具の購入費は、生活保護費から支給はされないでしょうか。

こども未来課長 生活保護制度では、小中学校につきましては、教育扶助という形

で支給されております。高校につきましては、生業扶助という形で、支給されているのですが、保育園・幼稚園につきましては、このような費用は生活保護費から支給はされておられません。この補助事業につきましては、現金給付という形をとらせていただきます。生活保護制度において、収入認定がされないということで、担当課には、確認をさせていただいているところでございます。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 補助を受ける対象の方は、何人くらいおられますか。

こども未来課長 利用者負担、生活保護の対象の方につきましては、保育料はゼロになります。予定では、5人から6人くらいが対象になってくるのではないかと考えています。

ただ、今後の入園も随時ございますので、生活保護が未支給となる、あるいは、新たに生活保護を受給される方が、入園されることでもう少し増える可能性はございます。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 この事業は、昨年の子ども子育て支援新制度の開始に向けて策定された、子ども子育て応援団支援事業計画がありますが、これとはどのように関連をしていますか。

こども未来課長 新制度のスタートに伴い、子ども子育て応援団支援事業計画を策定しましたが、地域子ども子育て支援事業として、重要な位置づけでメニュー化されており、その中には、13の法定事業がございます。

その一つに、実費徴収に係る補足給付を行う事業ということで、新制度の新規事業として位置づけられており、当初の子ども子育て応援団支援事業の中にも、この事業の実施について、規定をさせていただいているところでございます。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 この時期に制定される理由はなぜですか。

こども未来課長 新制度のスタートに伴い、国の制度設計が非常に遅れておりました。昨年度末に制定しました、子ども子育て応援団支援事業計画の中にも位置づけはされておるのですが、制度の詳細がまだ明らかではな

かったので、制度の詳細が決まり次第、実施を検討するという事業計画の位置づけとされています。

8月の段階で、子ども子育て交付金要綱は、国の方から発布されたので、それに基づいて、この時期になりましたことが、この要綱を現段階で、制定させていただく理由でございます。補助対象につきましては、4月に遡って4月分から対象にさせていただくことになります。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 他に、特にご意見、ご質問等ございませんので、(5)議案第65号甲賀市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(6)議案第66号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について、資料13に基づき、説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、(6)議案第66号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について、資料13に基づき、提案理由を申しあげます。

(以下、資料13により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(6)議案第66号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 委員選出の中で、先ほど新たに区長会とPTA連協とでといわれましたが、これは旧5町地域で輪番になっているのでしょうか。

地域によって問題点など、把握の仕方が違うと思うので、その部分では地域として協議会に参加されていると思いますが、地域性と任命をされる輪番制について、考え方が何かありましたら、お聞かせください。

社会教育課長 輪番制があるかどうかというのですが、市としては、その団体に、委員の選出を一任していますので、団体において、どういう形のルールがあるか、こちらでは把握しておりません。

地域の問題や、地域性については、今回、新たにさせていただいた

のは、少年センターが抱えている一つの組織として、少年補導委員というのがあり、これは、各地域からそれぞれ出ていただいております、その選出に当たっては、少年補導委員さん自らが次の後継者を探すというケースもあれば、区長さんを通じて探していただくケースもあります。

ただ、区長さんが、少年センターの活動自体を知らないのはいかがでしょうかという意見もありましたので、是非この機会に区長さんは入っていただき、地域の課題を出していただきながら、あるいは地域の役割を担っていただく方を選出いただくことで、少年センターをより強固に、運営をしっかりとやっていきたいということから選出の対象とさせていただいたところです。

委員長 よろしいですか。他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員長 年間にどれくらい会議を予定していますか。

社会教育課長 この少年センター協議会については、毎年、年に1回程度です。通常11月頃に、前年度の報告と、今年度の取り組み状況等を説明する中で、いろいろとご意見を聞かせていただき、次年度への対応を含めて、協議をさせていただいているところでございます。

教育部長 今、課長の方から、年間1回程度と申しあげましたが、これは想定の話でございます。当然委員会の中で、必要が生じる場合には、中身も当然充実していきたいという思いもございますので、委員の中でご決定いただきながら、随時ということも出てくる可能性もありますことを追加させていただきます。

委員長 活動内容とか、現場等への指導は考えていますか。

社会教育課長 報告の中でご意見をいただくこととなりますので、現場への直接の指導は、今のところございません。ご意見を聞かせていただきながら実行できるもの等検討していきたいと思っております。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(6)議案第66号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について、原案のとおり、

可決することとします。

委員長

次に連絡事項（１）平成２７年第１１回（１０月定例）教育委員会につきましては、平成２７年１０月２７日（火）午後３時から開会いたします。また、（２）平成２７年第８回教育委員会委員協議会につきましては、定例会が終了次第、随時開催させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

それでは最後に教育長からご挨拶をいただきたいと思います。

教育長

昨日は仲秋の名月、そして今日はスーパームーン。二日続きで大きな月が楽しめるということです。ただし、今日のスーパームーンの時間帯は昼間の１１時５０分頃とのことで、実際には見る事ができず残念ですが、今日の天気であれば夜にはまた美しい月が見られ、２日連続して輝く月を楽しむわけであります。

子どもたちには、家族とともにこの宇宙のパノラマショーを楽しみ、その記憶をしっかりと心に刻んでほしいと願うものであります。

さて、学期が明けた今月、今年の９月は天候不順な日々が続き、９日には台風１８号の襲来で休校措置をとらせていただきました。スムーズな２学期のスタートを切った矢先であり、特に中学校においては、週末に体育大会を控えておりましたが、混乱もなく、当日を終えさせていただきました。いずれにいたしましてもこのような機会は、子どもたちの命を預かる教育委員会と教育現場との連携について実践的に検証する機会であり、今後とも、「縦の指示」、命令系統に「詰り」がないか、折に触れて確認、改善を行いたいと思っています。

体育大会以降も、保育園、幼稚園、小中学校の教育現場は大変静かな状態で推移しており、嬉しく思っています。しかし、大きな行事を済ませたあとには、様々な問題行動等が例年発生しております。これは、児童生徒に当面の目標がなくなったことに起因するものでありま

す。したがって、先程の行政報告でも触れましたように、全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、子どもたちを巻き込み、また、保護者の皆さんの協力も得ながら、じっくりと日々の学習に取り組むことが次の目標とならなければなりません。

10月の校長会、教頭会においても、全員で秋田県が行う実際の授業をDVDにより視聴し、足らざるものは何かを明らかにするとともに、今後の各校の具体的な取り組み計画を共有しながら、管理職としての決意を固めることを目指してまいります。

いよいよ残り2日で10月を迎えます。10月は年度の折り返しであります。事務局各課においては、予算編成に向けての取り組みが始まってまいります。教育振興基本計画後期計画に掲げた目標指標の達成に向けその進捗管理を行うとともに、市民憲章「こぼれる笑顔に応える安心」につながる予算編成を目指さなければなりません。したがって、予算を伴う事業も含めて、改めてそれぞれの目標に込めた意味を確認し、一つひとつ根拠を明らかにしながら、編成に取り組んでまいります。

また、今年度からスタートした再編計画につきましては、部局横断的な取り組みが必要でありますことから事務局の総力をあげ、本教育委員会でご指示いただき、また、今議会での関係一般質問も踏まえ、まずはより多くの保護者、地域の皆様の理解が深まるよう、引き続き取り組んでまいります。

季節は秋であります。私たち事務局、あるいは、教育現場が、実り多い秋となりますようさらに努力を重ねてまいりたいと考えます。

今後ともご指導賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶

といたします。

委員長 ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、平成２７
年第１０回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午前１１時３７分〕

上記は平成２７年第１０回甲賀市教育委員会定例会の会議記録である。その内容
が正確であることを証明するため、ここに署名する。

委員長 _____

委員長職務代理 _____

委員 _____

委員 _____

教育長 _____